

東京医療保健大学同窓会規約

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は東京医療保健大学同窓会と称する。

【事務局】

第2条 本会は事務局を東京医療保健大学内に置く。

【目的】

第3条 本会は会員相互の親睦と交流を図り、会員と母校の連携を密にし、東京医療保健大学の事業遂行並びに発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会員の交流・親睦に必要な事業
- 2) 会報の発行、会員名簿の管理
- 3) 総会他各種会議体の開催
- 4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

【会員】

第5条 本会の会員は次ぎの者をもって組織する。

- 1) 正会員 東京医療保健大学の卒業生
- 2) 準会員 東京医療保健大学の学生
- 3) 特別会員 東京医療保健大学の現教職員、及び理事会が承認した旧教職員

第3章 役員・代議員

【役員】

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 3名以内
- 3) 理事 15名以内
- 4) 監事 3名以内

【役員の選出】

第7条 役員の選出は次の方法による。

- 1) 役員は正会員より選出する。
- 2) 会長は理事会で推薦し総会の承認をもって選出する。
- 3) 副会長は、会長が指名する。
- 4) 理事は理事会及び代議員会で推薦し総会の承認をもって選出する。
- 5) 監事は理事会及び代議員会で推薦し総会の承認をもって選出する。

【役員の任務】

第8条 本会役員の任務は次の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。また、会議の議長を務める。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時にはその職務を代行する。
- 3) 監事は本会の経理状況及び事業を監査し、その結果を総会に報告する。
- 4) 理事は理事会を組織し、本会の事業及び運営について会員を代表し会務の運営にあたる。

【役員の任期】

第9条 役員の任期は次の通りとする。

- 1) 役員の任期は任期満了に伴う選出のあった年から3年間とし、任期満了年度の総会終了時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2) 任期の中途において役員に欠員が生じた場合は、ただちに補充するものとする。臨時に役員を補充するときは理事会の指名により臨時役員を選任するものとし、直近の総会で承認を受けなくてはならない。この場合の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

- 3) 前項の規定にかかわらず、役員は後任が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

【代議員】

第10条 本会に代議員を置き、選出は次の通りとする。

- 1) 代議員は各期の正会員より、各学部学科4名を上限とし選出する。
- 2) 選出にあたっては、各期の卒業生からの互選もしくは学科長の推薦を受けた者とする。
- 3) 代議員の任期は原則3年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

【種別】

第11条 本会の会議は、総会、理事会、代議員会とする。

【総会の構成及び運営】

第12条 総会の構成及び運営は次の如く定める。

- 1) 総会は役員及び正会員をもって構成する。
- 2) 総会の開催は役員の5分の1以上の出席を必要とする。
- 3) 総会の議決及び承認は出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4) 役員が総会に出席できない時は、正会員に出席を委任するか、議長に白紙委任することができる。
- 5) 特に緊急を要する時は、役員及び代議員の書面審議で総会に代えることができる。

【総会の招集・審議】

第13条 総会は会の決議機関であり、原則1年に1回開催し、次の事項を主に審議決定する。

- 1) 役員の選任に関する事項
 - 2) 同窓会規約に関する事項
 - 3) 事業計画及び予算の議決に関する事項
 - 4) 事業報告及び決算の承認に関する事項
 - 5) その他、会の運営に関する必要事項
- 2 臨時総会は必要に応じて理事会が招集する。ただし、役員の3分の1以上の要請があった場合には、会長は速やかに招集し開催する。

【理事会の構成及び運営】

第14条 理事会の構成及び運営は次の如く定める。

- 1) 会長・副会長・理事（以下まとめて構成員という）をもって構成する。
- 2) 理事会の開催は構成員の3分の1以上の出席を必要とする。
- 3) 理事会の議決は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4) 議長が必要と認めるときは、役員以外のメンバーを出席させ、意見を聴取することができる。

【理事会の招集・審議】

第15条 理事会は事業の執行上必要な事項について議決機関であり必要に応じて開催し、次の事項を主に審議する。

- 1) 総会の議案に対する事項
 - 2) 本会の運営上必要な細則に関する事項
 - 3) その他関係事項
- 2 前項の規定にかかわらず、構成員の3分の1以上または監事の要請があった場合、会長は速やかに招集し開催する。

【代議員会の構成及び運営・招集】

第16条 本会の運営上必要に応じて代議員会を開催する。

- 1) 代議員会は、役員及び代議員をもって構成する。
- 2) 代議員会の開催は役員の5分の1以上の出席を必要とする。
- 3) 代議員会の議決は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4) 総会及び臨時総会の開催が困難な場合、代議員会をもって総会に代えることができる。

第5章 会計

【会計年度】

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会費、寄付金】

第18条 会員は会費を納めるものとする。その金額及び納入方法は別に定める。

2 本会の事業は会費、寄付金をもって運営する。

第6章 補則

【規約等の改正】

第19条 本規約の改正は理事会の議を経てこれを発議し、総会に出席した正会員の過半数の賛成をもってなされる。

2 本会の事業遂行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

附則

- 1) 本規約は平成21年3月18日から施行する。
- 2) 本規約は平成26年6月14日から施行する。
- 3) 本規約は平成31年2月16日から施行する。